

# 青森県報

号外第四十号

平成十七年  
四月一日  
(金曜日)

## 目次

## 告示

地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託	(市振興町課村)	一
県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の収納事務の委託	(健康福祉政策課)	一
駐車場使用料の収納事務の委託	(医療薬務課)	一
保育士登録手数料の徴収事務の委託	(こどもみらい課)	二
青森県立はまなす学園に係る使用料の徴収事務の委託	(障害福祉課)	二
青森県駐留軍従業員等健康福祉センターに係る使用料の収納事務の委託	(労政・能力開発課)	二
農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	(改団体経営課)	二
林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	(漁港漁場整備課)	三
沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	(畜産課)	四
青森県酪農振興センターに係る使用料等の徴収事務の委託	(同)	四
青森県漁港管理条例による漁船に係る岸壁・物揚場及び桟橋の漁港施設使用料の収納事務の委託	(港湾空港課)	四
青森空港駐車場に係る使用料の収納事務の委託	(港湾空港課)	四
青森県営柳町駐車場使用料及び青森県営駐車場使用料の徴収事務の委託	(都市計画課)	四
十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収事務の委託	(同)	五
県営住宅に係る家賃及び特定公共賃貸住宅に係る家賃の滞納家賃等の収納事務の委託	(建築住宅課)	五

## 告示

## 告示

青森県告示第一百八十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、財団法人地域総合整備財團に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間における地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百八十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人青森県社会福祉協議会に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間における県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百八十九号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十一号)第三十三条の二の規定により、

青森県立三沢航空科学館に係る使用料の徴収事務の委託………(生涯学習課)………五  
青森県総合運動公園、新青森県総合運動公園、青森県営スケート場及び青森県武道館に係る使用料の徴収事務の委託………(教育厅スポーツ健康課)………五  
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例に基づく手数料の収納事務の委託………(警察本部)………五  
青森県営浅虫水族館に係る使用料の収納事務の委託………(交通規制課)………五  
(公営企業局)………五

次に掲げる者に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）別表に規定する駐車場使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十七年四月一日

名 称	住 所
太平ビルサービス株式会社	青森市勝田一丁目一八の七

青森県告示第一百九十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人日本保育協会に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける保育士登録手数料の徴収の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十七年四月一日

青森県告示第一百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、日本赤十字社に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける青森県立はまなす学園に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十七年四月一日

青森県告示第一百九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十七年四月一日

名 称	住 所
つがる弘前農業協同組合	弘前市大字城東北四丁目一の一

相馬村農業協同組合	中津軽郡相馬村大字五所字野沢一三の一
-----------	--------------------

津軽石川農業協同組合	弘前市大字石川字家岸四五の三
------------	----------------

黒石市農業協同組合	黒石市一番町二六
-----------	----------

津軽みなみ農業協同組合	南津軽郡平賀町大字本町字北柳田一三の八
-------------	---------------------

浪岡農業協同組合	青森市浪岡大字浪岡字細田八七
----------	----------------

津軽尾上農業協同組合	南津軽郡尾上町大字原字大野三六の一
常盤村農業協同組合	南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田一一
深浦町農業協同組合	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八二の八
つがる白神農業協同組合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田八七の一
木造町農業協同組合	つがる市木造森山三の二
富泡農業協同組合	つがる市富泡町藪分二二の四
つがる農業協同組合	つがる市稻垣町豊川宮川一の一八
いたやなぎ農業協同組合	北津軽郡板柳町大字福野田字実田九二の一
鶴翔農業協同組合	北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原五五の四一
ごしょがわら市農業協同組合	五所川原市大字野里字奥野一〇〇
津軽北部農業協同組合	五所川原市金木町芦野一五九の一
野辺地町農業協同組合	上北郡野辺地町字野辺地一の五
横浜町農業協同組合	上北郡横浜町字寺下三四の一
とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山一の三一一
八甲田農業協同組合	上北郡東北町大字上野字新堤向九三の一
おいらせ農業協同組合	三沢市大字三沢字堀口一六の七
ももいし農業協同組合	上北郡百石町字上前田七の三
下田町農業協同組合	上北郡下田町字馳下り五五

らくのう青森農業協同組合	上北郡野辺地町字大月平三三の一
十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町四の一八
倉内地区酪農農業協同組合	上北郡六ヶ所村大字倉内字笠崎八六八の一
八戸広域農業協同組合	八戸市大字尻内町字内矢沢二の五
まべち農業協同組合	三戸郡三戸町大字一日町四一
しんせい五戸農業協同組合	三戸郡五戸町字博労町一一の一
田子町農業協同組合	三戸郡田子町大字田子字天神堂平七六
はまなす農業協同組合	むつ市横迎町一丁目一一の三五
斗南丘酪農業協同組合	むつ市大字田名部字内田四二の六〇〇
あすなる農業協同組合	青森市大字石江字江渡五九の一三
新あおもり農業協同組合	青森市大字平新田字池上一一の一四
東つながる農業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一一
青森県信用農業協同組合連合会	青森市東大野二丁目一の一五

青森県告示第一百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、青森県森林組合連合会に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

## 青森県告示第一百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、泊漁業協同組合及び竜飛漁業協同組合に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

## 青森県告示第一百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、社団法人青い森農林振興公社に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける青森県酪農振興センターに係る使用料等の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県告示第一百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）別表第一第一号に規定する漁船に係る岸壁、物揚場及び桟橋の漁港施設使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 委託期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日まで

## 二 受託者及び漁港施設使用料の収納すべき範囲

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける青森県営柳町駐車場使用料及び青森県営駐車場使用料の徴収の事務を委託したの

## 青森県告示第一百九十九号

名 称	住 所
株式会社サン・コーポレー ショソ	五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一八

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県告示第一百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける青森空港駐車場に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

受 託 者	漁港施設使用料の収納すべき範囲	
名 称（氏名）	所在 地（住所）	
株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字田ノ出町四	
八戸みなと漁業協同組合	八戸市大字白銀町字三島下九五	
鰯ヶ沢漁業協同組合	西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二〇〇	
大畠町漁業協同組合	むつ市大畠町湊村一九一	
三沢市漁業協同組合	三沢市港町一丁目一	
大畠町漁業協同組合	三沢市港町一丁目一	受託者が取扱った漁船の漁獲物の水揚金額に応ずる漁港施設使用料

で、同条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百三号

名 称	住 所
株式会社クリーンサービス 青森市大字横内字亀井八の一	

青森県告示第三百四号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、十和田市に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百一号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、青森県住宅供給公社に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける青森市、弘前市、八戸市及び黒石市に所在する県営住宅に係る家賃並びに青森市、弘前市及び八戸市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百四号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人青森県交通安全協会に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成二十一年三月青森県条例第二百一号）第一条第一号に基づく手数料の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百五号

財団法人青い森みらい創造財團に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける青森県立三沢航空科学館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

青森県告示第三百一号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、社団法人青森県産業振興協会に対し、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十

日までの間における青森県営浅虫水族館に係る使用料の収納の事務を委託したので、  
地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定  
により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所 青森市 青長・島 一行人)
(印刷所 青森市 東二 奥問 印町 刷三 株自 式番 会七 社号
定価小口一枚二付十五円一錢
毎週月・水・金曜日発行